

第9回成田市農業委員会総会議事録

令和6年3月8日

成 田 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年3月8日(金)
午後1時30分から午後3時6分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	諏訪恵昨		
1番	木村知子	11番	矢崎光二
2番	大竹卓	12番	萩原孝次
3番	宮城敏彦	13番	小川美智子
4番	田中敏雄	15番	宇井甲司郎
5番	浅井弘一	16番	泉水厚子
6番	京相稔	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介
10番	森川光江		

5. 欠席委員 7番 加藤 茂

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年3月)について

議案第5号 あっせんの実施について

議案第6号 令和6年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の
設定について

- 報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について
報告第4号 農地利用状況調査の結果について
報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	宮内孝史
主査	青柳紀生

8. 傍聴人

なし

○議長 本日、加藤委員が欠席しておりますので、出席委員は、18名です。

定足数に達しておりますので、ただ今から、第9回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、2月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、19番 湯浅恵介委員、1番 木村知子委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年3月）について

議案第5号 あっせんの実施について

議案第6号 令和6年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地利用状況調査の結果について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

全体で15件の申請がございました。

①売買でございます。6件の申請がございました。

1番、安西にお住まいの譲受人が、北羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、北羽鳥の田1筆、1,031㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「蓮田に隣接した申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、久米にお住まいの譲受人が、同じく久米にお住まいの譲渡人が所有する、久米の田1筆、1, 399㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営面積の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページが案内図でございます。

3番、匝瑳市にお住まいの譲受人が、加良部にお住まいの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、2, 921㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため、申請地を譲渡し、離農したい」というもので、総会資料3ページが案内図でございます。

議案集4ページでございます。

4番、野馬込にお住まいの譲受人が、名木にお住まいの譲渡人が所有する、高の田1筆、1, 528㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「自身の耕作地から離れた申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページが案内図でございます。

5番、前林にお住まいの譲受人が、官林にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、2, 860㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢のため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料5ページが案内図でございます。

6番、印西市にお住まいの譲受人が、囲護台にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田5筆、合計5, 105㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが、耕作出来ないため」というもので、総会資料6ページが案内図でございます。

議案集5ページでございます。

②交換でございます。6件の申請がございました。

1番と2番は、相互に関係がございますので、一括してご説明いたします。

安西及び北羽鳥にお住まいの譲受人と譲渡人が、それぞれ所有する北羽鳥の田1筆、991㎡と、同じく北羽鳥の田1筆、1,021㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人及び譲渡人の事由といたしましては、「蓮田を集積したいため」及び「相手方の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されており、総会資料の7ページ及び8ページが案内図でございます。

続きまして、3番及び4番も相互に関係がございますので、一括してご説明いたします。安西及び北羽鳥にお住まいの譲受人と譲渡人がそれぞれ所有する、北羽鳥の田1筆、1,021㎡と、同じく北羽鳥の田1筆、1,021㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人及び譲渡人の事由といたしましては、「蓮田を集積したいため」、及び「相手方の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されており、総会資料の9ページ及び10ページが案内図でございます。

議案集6ページでございます。

続きまして、5番及び6番につきましても、相互に関係がございますので、一括してご説明いたします。

茨城県稲敷郡河内町にお住まいの譲受人と譲渡人がそれぞれ所有する、西大須賀の田1筆、1,021㎡と、同じく西大須賀の田1筆、1,021㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人及び譲渡人の事由は、「現に耕作している農地を交換により取得する」及び「相手方の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されております。総会資料の11ページ及び12ページが案内図でございます。

続きまして、議案集7ページでございます。

③贈与でございます。2件の申請がございました。

1番は、所にお住まいの受贈者が、同じく所にお住まいの贈与者が所有する所の田1筆、1,032㎡の、贈を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料13ページが案内図でございます。

2番は、長沼にお住まいの受贈者が、印旛郡栄町にお住まいの贈与者が所有する長沼の田4筆、合計4,729㎡の、贈を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「所有者の希望により当該農地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「相続したが、耕作できないため贈与する」というもので、総会資料14ページが案内図でございます。

す。

議案集 8 ページでございます。

④使用貸借権の設定でございます。1 件の申請がございました。

1 番、埼玉県草加市にお住まいの借受人が、北羽鳥にお住まいの貸付人が所有する北部の田 3 筆、及び畑 1 筆、合計 2, 5 1 3 m²に、使用貸借権を設定したいという申請であり、本案件は今週の火曜日、3 月 5 日に第 2 小委員会において新規就農面接を実施していただきました。

借受人の事由は「母の実家の後継者となり、新規に就農するため、使用貸借権を設定する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「後継者である姪に申請地を貸し付け、経験を積ませて円滑に農業経営を引き継げるようにしたい」というもので、総会資料 1 5 ページが案内図でございます。

以上で「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3 条①売買の 1 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第 6 号の「地域との調和要件」ですが、売買の 1 番は、田 1 筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の 1 番は、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3 条①売買の 2 番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第 4 号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日

数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、現況：畑1筆を取得し、えんどう豆などを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、とうもろこし及び大豆を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用し

耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、ほうれん草及びネギを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田5筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 去る3月5日、午後1時から、下総公民館2階、第1会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名、合計11名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は豊住ふれあい健康館の東、市道北羽鳥町田線を北側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、山之作共同利用施設の東、市道久米吉倉線を北西側に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、大栄工業団地の南、市道吉岡6号線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、野馬込コミュニティセンターの南、市道野馬込高線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「譲受人は蓮農家であるが、今回取得する農地の周りは蓮を作っているのか、また周りの農地で水稻を作付けしているとした場合に、影響はないか」との質問があり、事務局からは、「隣接する周辺の農地は蓮田ではありません。また今回の農地では、農地中間管理機構を通じて元々蓮を作付けしており、特に問題はないと考えられます」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(矢崎委員の挙手あり)

○矢崎委員 直接議案とは関係ないですが、記載方法について確認させてください。申請人は法人の代表として経営しており、その法人は認定農業者であるが、先ほどの説明の中では認定農業者ではない説明があり、また議案に記載の面積は法人としての面積と思われるのですが、そのあたりの記載の仕方、認定農業者の取り扱いについて説明願います。

(宮内主査の挙手あり)

○宮内主査 今回のケースは、認定自体は法人名義で受けておりますので、個人としては認定農業者ではないとさせていただきました。また経営面積につきましては、台帳上、個人から法人に貸し出すという契約はなく、そのまま個人としての経営面積としております。

○議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の５番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条①売買の５番につきましては、申請地は、旧前林小学校の北東、市道前林４号線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の５番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の５番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の５番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の６番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条①売買の６番につきましては、申請地は、北羽鳥南部共同利用施設の東、市道北羽鳥１号線の東側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の６番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の６番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の６番は可決されました。

次に、②交換について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の1番は、田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条②交換の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の2番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②交換の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の3番は、田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条②交換の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の4番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条②交換の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の5番は、田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②交換の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の6番は、田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、②交換の1番及び2番につきましては、相互に関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②交換の1番及び2番につきましては、申請地は、豊住ふれあい健康館の東、市道北羽鳥町田線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 1番の田を取得して蓮田を作る、2番については蓮田を取得して水稻を作るとのことですが、蓮田から水田に転用は可能なのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 取得後すぐというのは難しいと思います。徐々に水田にしていくことになりますので、来季の作付けは難しいと思います。

○坂田委員 交換の時に、原状復帰するなどの条件はないのですか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 双方の交渉になります。もし、水田に復元するのに作業や費用がかかるのであれば、「交換」ではなく「売買」になると思います。今回はそこまではいらないよということで「交換」にしています。

○議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、②交換の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは、②交換の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の1番は可決されました。

続きまして、②交換の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の2番は可決されました。

続きまして、②交換の3番及び4番につきましても、相互に関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②交換の3番及び4番につきましては、申請地は、豊住ふれあい健康館の東、市道北羽鳥町田線の南側及び北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の3番及び4番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の3番及び4番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。それでは、②交換の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の3番は可決されました。

続きまして、②交換の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の4番は可決されました。

続きまして、②交換の5番及び6番につきましても、相互に関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②交換の5番及び6番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、市道四谷八幡線を西側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の５番及び６番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の５番及び６番を採決いたします。
なお、採決は案件ごとに行います。それでは、②交換の５番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条②交換の５番は可決されました。
続きまして、②交換の６番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条②交換の６番は可決されました。
次に、③贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 ３条③贈与の１番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、贈与の１番は、田１筆を取得し、水稻の育苗用ハウスにしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の１番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続いて、３条③贈与の２番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、贈与の２番は、田４筆を取得し、

水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の２番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者です。以上でございます。

○議長 次に、③贈与の１番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ③贈与の１番につきましては、申請地は、所公民館の北東、市道所鳥羽線を南東側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「育苗用ハウスを建てるということだが、現況：田ということになるのか」との質問があり、事務局からは、「判断に迷いますが、育苗用ということから畑ではなく、田としております」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の１番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の１番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条③贈与の１番は可決されました。

次に、③贈与の２番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ③贈与の２番につきましては、申請地は、長沼共同利用施設の東、市道長沼６号線の東側及び長沼宮ノ前線の南側に位置する農地及び、市道長沼１２号線の南側に位置する農地並びに、国道４０８号線を西側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「贈与ということは無償で譲渡するのか、親戚関係などはあるのか」との質問があり、事務局からは「無償で譲渡するものであり、親戚関係であること、また中間管理で元々耕作していた受贈者への贈与となります」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の２番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の２番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条③贈与の２番は可決されました。

次に、④使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 ３条④使用貸借権の設定の１番につきましては、先ほど面接をしていただきました申請者が、現況：田４筆に使用貸借権を設定したいという申請でございます。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の１番は現況：田４筆を借り受け、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の１番は、農地法第３条第２項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、④使用貸借権の設定の１番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条④使用貸借権の設定の１番につきましては、申

請地は、豊住ふれあい健康館の北東、国道408号を北側に入った農地で、田として耕作されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、北羽鳥を営農拠点とし、水稻を作付けする計画で、従事者については、当面はおじと二人で耕作し、農器具や農作業場は、おじが所有しているものを借り受けるとのことでした。

農業経験は幼少期から水稻作付けの作業を手伝っており、出荷計画としては農協を予定しているとのことでした。

面接の中で委員より、今後の居住地について質問があり、今後は、北羽鳥に居住する予定であるとのことでした。また審査の中で委員より、「母方の実家はある程度の面積の経営を行っているようだが、今回の申請は新規就農で面積が少ないようだが、問題はないのか」との質問があり、事務局からは「新規就農となるため、少ない面積から始めていくと聞いております」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④使用貸借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開きください。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で3件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、川上にお住まいの譲受人が、譲渡人である臼作の法人が所有する、水の上の畑2筆、合計331㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

議案集 10 ページでございます。

②賃借権の設定でございます。2 件の申請がございました。

1 番及び2 番は、同一の賃借人であり、関連がございますので一括してご説明いたします。賃借人である東京都品川区の法人が、1 番は、吉倉にお住まいの賃貸人が所有する、吉倉の田 1 筆、1, 278 m²に、2 番は、賃貸人である市川市の法人が所有する、吉倉の田 1 筆、198 m²に、それぞれ賃借権を設定し、「東関東自動車道吉倉高架橋耐震補強工事に伴う資材置場用地」として、令和 8 年 7 月 14 日まで、一時転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料 18 ページに案内図、19 ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第 5 条①売買の 1 番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5 条①売買の 1 番です。

農地の区分は、第 1 種農地です。第 1 種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和 6 年 3 月 25 日着手、令和 6 年 8 月 31 日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、331 平方メートルの敷地に、建築面積約 70 平方メートルの専用住宅及び約 28 平方メートルの車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね 500 平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、旧川上小学校の北西、市道水の上3号線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「譲渡人が法人になっているが、どのような経緯であるか」との質問があり、事務局からは、「過去に転用許可を受けており、住宅を建設する計画があったが、途中で頓挫した経緯があり、今回新しい譲受人が改めて許可申請を行ってきたものです」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 説明の中で、途中で頓挫したとありましたが、完了していなかったのか、完了して転用事実確認をいただいたのか。途中で頓挫したのであれば、名義変更はできないかと思いますが。経緯を詳しく教えてください。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 名義変更については、許可証をもって変えることができますので、完了前にできてしまいます。実際の現地の現況は、外構である外のブロック塀だけがあって、内側は何もない状態です。家を建てたという履歴はありません。

本来であれば、取り消しという手続きが必要なのですが、許可番号が分からず、手続きを行っていないのが現状です。

○矢崎委員 以前許可を受けた土地では、ここだけなのでしょうか。それとも、この場所の一部なのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 今回の申請面積と以前に許可が出ている面積は変わりません。

○議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

次に、農地法第5条②賃借権の設定の1番及び2番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 第5条②賃借権の設定の1番及び2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、東関東自動車道吉倉高架橋耐震補強工事に伴う資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和8年7月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は近くの水路へ誘導する計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番及び2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ②賃借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は、吉倉共同利用施設の南西、市道東関東側道川栗吉倉線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、草が生い茂っておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは、②賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。続きまして、②賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、令和6年度 第1次 農用地 利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大竹委員、浅井委員、萩原委員、泉水委員、湯浅委員の5名は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大竹、浅井、萩原、泉水、湯浅委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、令和6年度 第1次 農用地 利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集11ページをお開き願います。

「議案第3号令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、12ページに記載のとおり、「令和6年度 第1次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、13ページから15ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、16ページから42ページをご覧ください。それでは、議案集13ページをご覧ください。

1. 利用権設定でございます。はじめに、使用貸借権でございます。

契約期間3年9カ月のものが、763㎡、田1筆1件で、詳細は16ページの1番でございます。契約期間10年のものが、820㎡、畑1筆1件で、詳細は16ページの2番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間3年のものが、16,520㎡、田15筆4件で、詳細は16ページの3番から6番でございます。

契約期間5年のものが、7, 320㎡、田9筆2件で、詳細は17ページの7番及び8番でございます。

契約期間6年のものが、7, 955㎡、田5筆1件、4, 386㎡、畑6筆1件、3, 569㎡で、詳細は17ページの9番及び10番でございます。

契約期間10年のものが、10, 006㎡、畑3筆2件で、詳細は17ページの11番及び12番でございます。合計の契約面積は43, 384㎡、田30筆8件、28, 989㎡、畑10筆4件、14, 395㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が、すべて畑で1筆1件、契約面積7, 081㎡、再設定が、契約面積36, 303㎡、田30筆8件、28, 989㎡、畑9筆3件、7, 314㎡でございます。

議案集14ページでございます。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、4, 725㎡、田2筆2件、2, 094㎡、畑1筆1件、2, 631㎡で、詳細は18ページの1番から3番でございます。

契約期間10年のものが、303, 850㎡、田201筆63件、275, 443㎡、畑17筆11件、28, 407㎡で、詳細は18ページの4番から29ページの74番でございます。

契約期間10年9カ月のものが、15, 967㎡、田6筆1件で、詳細は29ページの75番でございます。

合計の契約面積は324, 542㎡、田209筆66件、293, 504㎡、畑18筆12件、31, 038㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積175, 275㎡、田117筆35件、153, 047㎡、畑14筆9件、22, 228㎡、再設定が、契約面積149, 267㎡、田92筆33件、140, 457㎡、畑4筆3件、8, 810㎡でございます。

2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集30ページから41ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

議案集15ページでございます。

3. 所有権移転でございます。1件ございました。

詳細につきましては、議案集42ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

1 番、高岡にお住まいの譲受人が、名古屋及び千葉市にお住まいの譲渡人が所有する猿山の田 2 筆、合計 4, 0 3 8 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

移転時期は、令和 6 年 5 月 1 5 日でございます。本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

以上で「議案第 3 号 令和 6 年度 第 1 次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第 3 号について、湯浅小委員長は議事に参与できませんので、事務局の代理人より、小委員会報告をお願いいたします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案第 3 号、令和 6 年度 第 1 次 農用地 利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第 3 号、令和 6 年度第 1 次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 以上で、議案第 3 号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いいたします。

(大竹、浅井、萩原、泉水、湯浅 委員 入室)

○議長 次に、議案第 4 号 農用地 利用集積等 促進計画案(令和 6 年 3 月)については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、浅井委員と湯浅委員の 2 名は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(浅井、湯浅委員 退室)

○議長 それでは、議案第 4 号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和 6 年 3 月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 4 3 ページをお開き願います。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年3月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、44ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、46ページ及び47ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、48ページから66ページをご覧ください。それでは、議案集46ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は212,470.91㎡、田165筆43件、206,624.91㎡、畑6筆3件、5,846㎡で、詳細につきましては、議案集48ページから56ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積48,792.91㎡、田49筆16件、47,434.91㎡、畑1筆1件、1,358㎡、再設定が、契約面積163,678㎡、田116筆28件159,190㎡、畑5筆2件、4,488㎡でございます。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集57ページから65ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。議案集47ページをご覧ください。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は1,336㎡、畑1筆1件で、詳細につきましては、議案集66ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年3月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号につきましても、湯浅小委員長は議事に参与しておりませんので、事務局の代理により、小委員会報告をお願いいたします。

（酒井主幹の挙手あり）

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年3月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号 農用地利用集積等 促進計画案（令和6年3月について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いいたします。

（浅井、湯浅委員 入室）

○議長 それでは次に、議案第5号、あっせんの実施について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集67ページをお開き願います。

「議案第5号 あっせんの実施について」でございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定により、あっせんの申し出がありましたので、あっせんの実施、相手方候補者の選定、及びあっせん委員の指名についてご審査いただくものでございます。

①売買でございます。1番、印西市にお住まいの申出者より、北羽鳥及び長沼の田6筆、合計8,042㎡を売り渡したいとの申し出がございました。この申し出は、あっせん基準第8条第1項第1号のア、あっせんを行うことを適当とすべき、農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申し出に該当しておりますので、まず、あっせんの実施についてご審査をお願いするものです。あっせんの実施の承認と、同基準第9条の規定により相手方となるべき者の候補を議案に記載のとおり選定してよろしいか、ご審査をお願いいたします。相手方候補者につきましては、あっせん候補者名簿より、申出のあった土地の周辺で耕作する認定農業者等を選定しておりますが、広範囲であり、地域ごとに耕作者が異なることから、議案に記載のとおり2か所に分けております。

また、あっせんの順位につきましては、同基準第5条第1項第1号の規定により、農地の集団化・経営の効率化などの5つの要件を総合的に判断し、決めておりますが、北羽鳥地先につきましては、順位1番から4番まで、北羽鳥及び安西ならびに竜台にお住まいの方、長沼地先につきましては、順位1番から5番まで、長沼にお住まいの方を候補者として選定いたしました。

次に、あっせんを実施する場合は、同基準第11条の規定により農業委員の中からあっせん委員2名を指名し、あっせんを行うこととなりますので、議案に記載のとおり、「諏訪 和恵 委員」と「湯浅 恵介 委員」を指名してよろしいか、ご審査いただく

ものでございます。なお、あっせんが成立し、農業経営基盤強化促進法等により所有権移転した場合は、譲渡所得から８００万円を控除できる特別控除を受けられるメリットがございます。

以上で「議案第５号 あっせんの実施について」の説明を終わらせていただきます。
ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第５号、あっせんの実施につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、「あっせんの実施及び相手方候補者の選定について」と「あっせん委員の指名について」に分けて採決いたします。

まず、あっせんの実施及び相手方候補者の選定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせんの実施及び相手方候補者の選定については、可決されました。次に、あっせん委員の指名について、を採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせん委員の指名について、は可決されました。

以上で、議案第５号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第６号、令和６年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集６８ページをお開き願います。

「議案第６号 令和６年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について」でございます。

議案集６９ページをご覧ください。料金につきましては、内税で表示しておりますのでご了承ください。

1の農作業標準賃金につきましては、千葉県農業会議の算出額を使用いたしますが、水田作業は1日当たり10,600円、畑作業は1日当たり9,600円でございます。

次に、2の機械作業標準料金につきましても、畑耕起を除き、千葉県農業会議の算出額を使用いたします。水田耕起は10a当たり6,700円、水田代かきは10a当たり7,100円、畦塗りは1m当たり40円、植付けは10a当たり8,500円、刈取脱穀は10a当たり19,200円、乾燥調整は60kg当たり3,200円、育苗は1箱当たり790円、畑耕起は、市独自で計算し、10a当たり6,300円と算出いたしました。前年度と比較いたしますと、すべての料金が値上がりしておりますが、機械本体代の上昇及び燃料価格の値上がりによるものでございます。

なお、本案につきましては、総会にて議決がされましたら、「広報なりた」、市のホームページ、農業委員会だよりなどでお知らせしてまいります。

以上で「議案第6号令和6年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第6号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第6号、令和6年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号令和6年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集70ページをお開き願います。「報告第1号専決処分について」

でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集71ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。5件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集73ページでございます。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集74ページでございます。

③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集75ページでございます。

④「転用事実確認証明」でございます。4条で1件、5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(ありませんの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集77ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。
20件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。
事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集86ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。1件の届出がございました。

①農地法施行規則第53条第11号の規定による届出、電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置が1件ございました。下総地区の小御門線増強工事に伴うもので、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号 農地利用状況調査の結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集87ページをご覧ください。

「報告第4号 農地利用状況調査の結果について」でございます。昨年7月から9月にかけて、農地利用最適化推進委員会に行ってくださいました、農地法第30条第1項の規定に基づく、利用状況調査の結果について、ご報告いたします。議案集88ページ下段の合計欄をご覧ください。

「調査を行った農地」は、全体で7万3,657筆、7,558万2,883㎡で、昨年より32万7,812㎡減少しております。この内、「適正に耕作・管理されている農地」は、5万1,022筆、6,151万7,747㎡で、全体の約81.4%、昨年より106万6,238㎡減少しております。また、「草刈等で解消可能な遊休農地」は、6,144筆、419万9,929㎡で、全体の約5.6%、昨年より57万1,162㎡増加しております。また、「基盤整備を要する遊休農地」は6,820筆、436万7,863㎡で、全体の約5.8%、昨年より129万5,945㎡減少しております。また、「農地以外に利用されている農地」は、9,671筆、549万7,344㎡で、全体の約7.3%、昨年より146万3,209㎡増加しております。また、「農業振興地域内農用地における遊休農地」は、5,743筆、453万2,095㎡で、全体の約6.0%でございました。昨年と比較いたしますと、適正に管理耕作されている農地が、約107ヘクタール減少し、遊休農地は約72ヘクタール減少しております。また、遊休農地率は、約11.3%であり、約0.9パーセント減少しております。

以上で「報告第4号、農地利用状況調査の結果について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地利用状況調査につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集89ページをご覧ください。

「報告第5号農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第5号農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第9回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時6分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年3月8日

議事録署名人
